

自動車保管場所使用承諾証明書の交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県住宅供給公社（以下「公社」という。）が管理する駐車場（以下「駐車場」という。）において、自動車の所有者が行う自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の申請又は第5条の届出に必要な自動車保管場所使用承諾証明書（以下「証明書」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 証明書の交付の対象者は、月極で駐車場を利用する自動車の所有者とする。

(対象駐車場)

第3条 公社が証明書を交付する駐車場は、次表のとおりとする。

所在地	名称
鹿児島市鴨池新町13番地	鴨池ニュータウン駐車場
鹿児島市鴨池新町24番地	鴨池ニュータウン第2駐車場
鹿児島市新屋敷町16番地内	公社ビル駐車場
鹿児島市明和1丁目2600番636地内	ファミリープラザめいわ駐車場
鹿児島市加治屋町9-33	アーバンシャトー加治屋月極駐車場
鹿児島市原良町1998番地1	メゾン原良西月極駐車場
鹿児島市明和2-2500番地内	原良団地西第1駐車場・第2駐車場
鹿児島市明和1-2500-300	原良団地西第3駐車場
鹿児島市明和3-1800-627	原良団地県営住宅前駐車場
鹿児島市西坂元町2340-129	冷水駐車場
鹿児島市岡之原町241-50	緑ヶ丘駐車場
始良市加治木町新生町585番地内	加治木団地駐車場
始良市加治木町新生町187-7	加治木近隣センター駐車場
日置市伊集院町妙円寺1丁目115番地内	妙円寺近隣センター駐車場
薩摩川内市永利町字丸坊4134番212	永利ホープタウン駐車場

(交付の手続き)

第4条 証明書の交付を受けようとする者は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第1条第2項第1号の書面（規則第3条第2項において準用）を添えて公社に申し出なければならない。

(交付条件)

第5条 公社は、証明書の交付を受けようとする者が駐車場の利用料金並びに賃貸料及び共益費等を滞納していないときは、証明書を交付するものとする。

(交付手数料)

第6条 証明書の交付を受けようとする者は、交付に際して、証明書1通につき1,000円を公社に支払わなければならない。

(交付管理)

第7条 公社は、証明書を交付したことを書面により管理しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。